

相談窓口を1本化

「復興支援室」を設置しました!

今回の大雨災害からの復旧や、生活再建、復興に向けた各種支援策へ対応するため新たに「復興支援室」を設置しました。総合相談窓口、災害相談専門ダイヤルを設けることで、被災された皆さまの相談窓口を一本化します。1日も早く、皆さまが元の生活を取り戻せるよう市全体で支援していきます。休日も開庁しています。今後復旧を進めていく中で、お困りごとやわからないことがありましたら、こちらまでご相談ください。

総合相談窓口の場所 / 市役所1階ホール
 災害相談専門ダイヤル / **0954-27-8030**
 受付時間 / (平日)8:30~19:00
 (休日)8:30~17:00

災害に遭われた皆さまへ

8月11日から大雨により被害に遭われた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。武雄市では、災害に伴うさまざまな被害に対し、全力を挙げ、早期の復旧に努めているところです。市をはじめ、さまざまな機関からの支援を受けられる可能性があります。支援制度を一覧にしましたのでご活用ください。なお、支援を受けるには「り災証明書」、「被災届出証明書」が必要な場合があります。り災証明書等は、現地確認等を正確に行うためにも早めの申請をお願いいたします。申請等については税務課へお問い合わせください。(税務課☎0954-23-9220)
※支援制度にはそれぞれ受付期間がありますのでご注意ください。
なお、個別の受付期間は後日お送りする「災害支援ガイドブック」でご確認ください。

支援制度一覧

	支援メニュー	支援内容	問合せ窓口
罹災証明	り災証明・被災届出証明(個人)	住家の浸水等によりり災した方に発行します。	税務課 0954-23-9220
	り災届出証明(事業者)	店舗・事務所・工場等の浸水等によりり災した事業者の方に発行します。	
	被災証明(事業者)	製造用機械・農業用施設・農機具等の浸水等によりり災した事業者の方に発行します。	
経済的支援	災害見舞金の支給	武雄市に住所を有する方(法人又は団体除く)で、災害による住宅の被災状況により、被災された世帯に対して給付する見舞金です。	福祉課 0954-23-9235
	災害義援金	武雄市に寄せられた義援金を被災の状況に応じ配分します。	
	災害障害見舞金の支給	災害により、負傷し又は疾病にかかり、それが治ったときに精神又は身体に重度の障がいを受けた方に災害障害見舞金を支給します。	
	災害援護資金の貸付	災害により、住宅が全壊・半壊または家財の損害など被災を受けた方に、一定の要件(所得制限等)のもと、生活再建のための援護資金を貸付ます。	
	被災者生活再建支援金	災害により、住宅が大規模な被害を受けた方に、生活再建のための支援金を支給します。(被災者生活再建支援法適用の場合)	